

日本赤十字社医療センター保育施設運営要綱

(昭和63年10月1日施行)

改正	平成11年7月1日付	赤医人第	274号
	平成21年5月26日付	赤医人第	284号
	平成27年11月21日付	赤医看第	73号
	令和2年5月1日付	赤医看第	42号
	令和3年7月1日付	赤医看第	81号

(趣旨)

第1条 この要綱は、日本赤十字社医療センター（附属乳児院及び助産師学校を含む。以下、「センター」という。）の職員のうち、センターに常勤で勤務する職員及び常勤嘱託職員（以下、職員という。）が養育する子どもの保育を援助するため、センター内に保育施設を設置し、その運営について定めることを目的とする。

(目的)

第2条 保育施設は、仕事と子育ての両立を支援するための福利厚生施設として、職員が乳幼児を預託、授乳及び保育に利用することをもって職員の勤務環境改善に資することを目的とする。

(名称及び設置場所)

第3条 保育施設の名称及び設置場所は、次のとおりとする。

名称	日本赤十字社医療センター院内保育所「さくらんぼ」（以下、「保育所」という。）
設置場所	東京都渋谷区広尾4丁目1番1号 日本赤十字社医療センターレジデンス宮代

(管理運営)

第4条 保育所の管理者は日本赤十字社医療センター院長（以下、「院長」という。）とし、看護部が運営管理を行う。

(利用資格)

第5条 対象年齢の子どもを養育し、養育する子どもの居住地域等の保育施設への入園を希望しているにもかかわらず、入園出来ない状況から職場復帰が困難な職員であること。
なお、職員は入所後においても、居住地域の保育施設に入園させるよう努めなければならない。

(入所者の対象年齢)

第6条 生後57日目から満3歳に達した年度の3月31日までとする。

(入所者の定員)

第7条 定員は、5名とする。

(保育担当職員の人数)

第8条 保育の担当者は、日本赤十字社医療センターの職員である保育士または看護師とし、2名以上を配置する。

(保育時間)

第9条 保育所の利用時間は、午前7時40分から17時までとする。

(休業日)

第 10 条 保育所の休業日は次の各号に掲げる日とする。

- (1) 土曜日、日曜日、国民の祝日
- (2) 日本赤十字社創立記念日
- (3) 年末、年始の6日間(12月29日より翌年1月3日)

(延長保育)

第 11 条 職員の勤務等の都合により保育の延長(早朝保育を含む)が必要な場合は、延長保育を行うことができる。延長保育を希望する職員は、3営業日前までに保育所に申し込まなければならない。

(利用申込)

第 12 条 保育所の利用を希望する者は、「院内保育所利用申込書」(様式 1 号)を原則として利用日の1か月前までに人事課に提出し、院長の許可を受けたのち、保育所においてオリエンテーションを受けなければならない。

(慣らし保育)

第 13 条 保育所の利用を希望する者は、入所前に5日～10日の慣らし保育を実施する。期間は、オリエンテーション時に利用を希望する者と保育所の保育士が相談し決定する。

- 2 慣らし保育期間中は、職員は復職できないものとする。

(保育料金)

第 14 条 保育料は、月額3,000円とし、慣らし保育期間の保育料も同額とする。

- 2 保育料は利用月の実績分を次月の給与から控除する。
- 3 保育料には、昼食代・おやつ代を含むものとする。

(退所及び保育の停止)

第 15 条 院長は、次の号のいずれかに該当する場合は、保育所の退所を命じ、または保育を停止することができる。

- (1) 第5条に定める利用資格を失ったとき。
- (2) 入所した子どもが感染症に罹患し、または罹患する疑いがあり、他の在籍児の健康に悪影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。
- (3) その他入所が適当でないと判断したとき。

(退所の届出)

第 16 条 退所を希望する者は、「保育所退所届」(様式 2 号)を退所予定日の1か月前までに人事課を通じ、院長に提出しなければならない。

(備品・器具)

第 17 条 予め定められた保育上必要とする物、消耗品類は利用者の負担において使用の際持ち込むものとする。